



公 募 要 領

「オーダーメイド医療の実現プログラム」

平成27年7月

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

バイオバンク事業部 基盤研究課

目次

I. はじめに	4
1. プログラムの趣旨	4
2. プログラムの概要	4
3. プログラムの実施体制	4
II. 公募について	6
1. 公募対象の研究領域	6
2. 公募期間	6
3. 応募の要件	6
4. 審査方法	8
5. 審査の観点（事前評価項目）	8
6. その他	9
III. 研究開発提案書の作成・提出方法	10
1. 公募から研究開始までのスケジュール	10
2. 研究開発提案書の作成について	11
3. 研究開発提案書の提出方法について	11
4. 問い合わせ先	12
（参考）研究開発提案書記載例	13
IV. 採択後の研究開発推進について	24
1. 採択課題に関する情報の取り扱い	42
2. 研究開発計画の作成	24
3. 委託研究開発契約	24
4. 研究開発費	25
5. 採択された研究開発代表者の責務等	25
6. 研究開発機関の要件・責務等	26
7. 研究成果の取り扱い	27
8. 研究開発課題評価	27
V. 研究費の適正な執行について	29
1. 重複申請の制限	29
2. 他省庁を含む他の競争的資金等の応募受入状況	30
3. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置	30
4. 研究活動の不正行為に対する措置	
5. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	33
VI. 応募に際しての留意点	35
1. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	35
2. 「国民との科学・技術対話」について	36

3. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力	36
4. researchmap への登録について	37
5. 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	37
6. 開発したリソースのナショナルバイオリソース (NBRP) 中核機関への寄託	38
7. 臨床研究登録制度への登録について	38
8. 健康危険情報について	39
9. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)	39
VII. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について	41
1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法	41
2. 利用可能時間帯、問い合わせ先	41
3. 具体的な操作方法と注意事項	42

I. はじめに

平成 26 年 5 月に成立した「健康・医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」に基づき、内閣に医療分野の研究開発の司令塔機能が創設され、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省に計上されている医療分野の研究開発関連予算は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下、「機構」という。）に集約することになりました。

基礎研究から実用化まで一貫した支援を行い、我が国発の革新的な医薬品・医療機器等を更に創出する体制を構築するため、平成 27 年 4 月 1 日に機構を設立し、オーダーメイド医療の実現プログラム（以下、「本プログラム」という。）は機構にて実施することになりました。

1. プログラムの趣旨

本プログラムは、個人の遺伝情報に応じた最適な医療（オーダーメイド医療）の実現に資することを目指したプログラムです。本プログラム第 3 期では、第 1 期、第 2 期を通じて構築したデータ及び資源を円滑に最大活用するため、バイオバンク・ジャパンの安定的な維持・運営を図り、疾患関連遺伝子研究及び薬剤関連遺伝子研究等を推進していきます。

2. プログラムの概要

平成 15 年度に開始された本プログラムは、第 1・2 期では 47 疾患、30 万症例の DNA・血清および臨床情報を有する世界最大規模の患者バイオバンクである「バイオバンク・ジャパン」を国立大学法人東京大学内に構築し、国立研究開発法人理化学研究所・国立大学法人東京大学を中核として疾患関連遺伝子解析研究や薬剤関連遺伝子研究を強力に推進し、多数の疾患・薬剤関連遺伝子を同定してきました。第 3 期（平成 25 年度～）では、「バイオバンク・ジャパン」を活用し、さらに発がん、生活習慣病リスクに関連する疾患関連遺伝子・薬剤関連遺伝子の同定や、発症リスクに関連する遺伝子の特定や副作用の個人差に関する研究を推進しています。また、日本病理学会等との協同による組織病理取扱規定の策定や組織病理品質管理研修を実施するとともに、研究機関、臨床試験グループ等と連携した研究開発等を実施しています。

3. プログラムの実施体制

（1）プログラムディレクター、プログラムスーパーバイザー、プログラムオフィサー

連携分野ごとに、資金の効率的な活用を図り、優れた効果を生み出していくための円滑な実施を図るため、プログラムディレクター（以下、「PD」という。）、プログラムスーパーバイザー（以下、「PS」という。）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という。）を配置しています。

PD、PS、PO は、連携分野全体の課題を把握し、担当する連携分野の運営や分野間の協力の推進等の高度な専門的調整を行うとともに、本プログラム全体の進捗状況を把握し、事業の円滑な推進のため、必要な指導・助言等を行います。また、研究機関は、PD、PS、PO に協力する義務を負います。PD、PS、PO による指導、助言等を踏まえ、必要に応じ計画の見直し、変更、中止、各課題の実施体制の変更等を求めることがあります。

なお、本公募の、6 ページの公募対象の研究領域中「治療最適化研究領域」、「発症メカニズム研究領域」については、国が定める「医療分野研究開発推進計画（平成 26 年 7 月 22 日、健康・医療戦略推進本部決定）」に基づいた 9 つの連携分野の中の「疾患克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト」にて実施され、「認知症発症関連遺伝子探索領域」については、「脳とこころの健康大国実

現プロジェクト」にて実施されます。

疾病克服に向けたゲノム医療実現化プロジェクト		
PD	国立研究開発法人国立国際医療研究センター 理事長	春日 雅人
PS	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 神経研究所名誉所長	高坂 新一
PO	国立大学法人東京医科歯科大学 難治疾患研究所 教授	石川 俊平
PO	国立研究開発法人理化学研究所 統合生命医科学研究センター チームリーダー	中川 英刀
脳とこころの健康大国実現プロジェクト		
PD	国立研究開発法人理化学研究所 脳科学総合研究センターシニアチームリーダー	津本 忠治
PS	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 神経研究所名誉所長	高坂 新一
PO	国立大学法人東京医科歯科大学 難治疾患研究所 教授	石川 俊平
PO	国立研究開発法人理化学研究所 統合生命医科学研究センター チームリーダー	中川 英刀

(2) 課題評価委員会

各課題については、「課題評価委員会」による事後評価を行います。

Ⅱ．公募について

1．公募対象の研究領域

(1) 「治療最適化研究領域」、「発症メカニズム研究領域」

この二つの研究領域では、研究対象に関する豊富な臨床情報を保有し、疾患研究に優れ、この研究領域での遺伝子研究の経験があり、当該研究課題においてバリデーション等に必要な一定の疾患集団の解析データを既に有する研究チームが、国立研究開発法人理化学研究所及び国立大学法人東京大学（バイオバンク・ジャパン）と連携して研究計画を立案し、遺伝子研究を実施するものとします。

①治療最適化研究領域

様々な疾患における治療に対して、重篤な副作用や高度な治療反応性を示した症例についてゲノム解析を行い、ゲノム情報を用いた治療最適化のための研究を実施し、オーダーメイド医療への実用化につながる成果を得ることを目的とします。

②発症メカニズム研究領域

オミックス解析研究等により疾患原因遺伝子の同定や、発症機序解明を目的とします。なお、がん、生活習慣病、小児疾患、精神神経疾患を対象としますが、研究課題によっては、難病、希少性疾患も対象とします。

(2) 認知症発症関連遺伝子探索領域

認知症の遺伝子解析研究の経験があり、当該研究課題において必要な認知症のサンプルと豊富な臨床情報を持つと同時に、対照として、認知症の既往がない高齢の健康人サンプルを既に有する研究チームが、国立研究開発法人理化学研究所及び国立大学法人東京大学（バイオバンク・ジャパン）と連携して研究計画を立案し、認知症の発症関連遺伝子の同定を目指すことを目的とします。

2．公募期間

- ・ 平成 27 年 7 月 1 日（水）～平成 27 年 7 月 21 日（火）12 時
- ・ 公募から研究開始までのスケジュールは、「Ⅲ． 1．公募から研究開始までのスケジュール」を確認してください。
- ・ 申請（研究開発提案書の提出）は、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて行います。申請方法については、「Ⅵ．府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について」を参照してください。
- ・ 公募締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

3．応募の要件

(1) 応募者の要件

応募に際しては、研究開発を行う代表者（以下、「研究代表者」という。）が申請を行うものとします。研究代表者の所属する機関は研究開発代表機関（以下、「代表機関」という。）として、次項（2）

の要件を満たすことが必要です。研究代表者が、研究開発提案書を提出するに当たっては、国立研究開発法人理化学研究所及び国立大学法人東京大学（バイオバンク・ジャパン）と共同研究することについて、合意している必要はありません。ただし、課題が採択された後、前述の機関と共同研究について調整していただき、合意に至った場合に課題を実施していただくことになります。

なお、応募から研究終了に至るまでの間に資格の喪失、長期外国出張その他の理由により、研究の実施者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究の実施者となることを避けてください。また、委託契約の履行能力を確認するため、審査時に、機関の営む主な事業内容、資産及び負債等財務に関する資料等の提出を求めることがあります。

（２）対象とする機関

① 申請機関は、以下に示す国内の大学、研究開発機関、企業等とします。

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 独立行政法人、国立研究開発法人、特殊法人及び認可法人
- ・ 特例民法法人又は一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法第十条第一項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

② 課題が採択された場合に、課題の事業の実施に際し、所属機関の施設及び設備が使用できる機関であることが必要です。

③ 課題が採択された場合に、課題の契約手続き等の事務を行うことができる機関であることが必要です。

（３）実施期間

「治療最適化研究領域」「発症メカニズム研究領域」においては、研究実施期間は本年度（委託契約締結日）から平成 29 年度までの 3 年度間、「認知症発症関連遺伝子探索領域」においては本年度（委託契約締結日）1 年度間です。契約は毎年度に行うものとし、始期は契約が締結された日とし、終期は原則として年度末です。

（４）研究開発費

1 課題あたりの研究開発費（30%を上限とする間接経費を含む）は、次の通りです。選考に際しては各研究課題の期間・内容を勘案し、研究開発費を調整することがあります。詳細は契約締結時に調整させていただきます。

① 「治療最適化研究領域」と「発症メカニズム研究領域」については、1 課題あたりの上限は 37,000 千円/1 年度（3 年度間）です。また、2 年目以降の研究開発費は政府の予算成立状況等によりますが、平成 27 年度予算と同額を前提に計画を立ててください。

② 「認知症発症関連遺伝子探索領域」については、300,000 千円/1 年度（1 年度間）です。

（５）採択予定課題数

①「治療最適化研究領域」と「疾患発症メカニズム研究領域」については、合わせて6課題程度を予定しています。

②「認知症発症関連遺伝子探索領域」については1課題を予定しています。

5. 審査方法

本プログラムに関する審査は、機構に設置した課題評価委員会において行います。課題評価委員会は、研究代表者から提出された研究開発提案書の内容について、次項「6. 審査の観点」に基づき、書面審査及びヒアリング審査を行い、合議審査により採択課題を選定します。

ヒアリング審査は、書面審査の結果、必要と判断された研究課題のみ実施します。また、ヒアリング審査までの間に、追加資料の提出を求める場合があります。すべての審査終了後、事務連絡担当者を通じて採択の可否を通知します。なお、審査の途中経過についての問い合わせには一切応じられません。

6. 審査の観点（事前評価項目）

各研究における課題選定に関わる審査項目は、次の通りです。

①本プログラムの趣旨等との整合性

- ・本プログラムの趣旨、目標等に合致しているか

②計画の妥当性

- ・全体計画の内容と目的は明確であるか
公募要領の3領域のいずれかの範囲であるか。
- ・年度ごとの計画は具体的なものでかつ、実現可能であるか

「治療最適化研究領域」「発症メカニズム研究領域」:

バリデーション等に必要な一定の集団の解析データを既に有しているか

「認知症発症関連遺伝子探索領域」:

当該研究に必要な認知症、及び対照として認知症の既往がない高齢の健康人サンプルを既に有しているか

③技術的意義及び優位性

- ・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか
参画する研究機関が、当該研究対象疾患に関する臨床、疾患研究の実績を有しており、ゲノム網羅的解析や疾患及び薬剤関連遺伝子研究等の経験を有しているか
- ・独創性、新規性を有しているか
- ・医療分野の進展に資するものであるか
- ・新技術の創出に資するものであるか
- ・社会的ニーズへ対応するものであるか

④実施体制

- ・研究代表者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか
- ・十分な連携体制が構築されているか

国立大学法人東京大学、国立研究開発法人理化学研究所と連携が取られた研究計画であるか

⑤所要経費

- ・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか

⑥総合評価

①～⑤及び下記の事項を勘案して総合評価する

- ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
- ・研究代表者、研究分担者のエフオーツは適当であるか

7. その他

- ・ 申請の内容や今後の予算の状況により、採択課題数や研究開発費が増減することがあります。

Ⅲ. 研究開発提案書の作成・提出方法

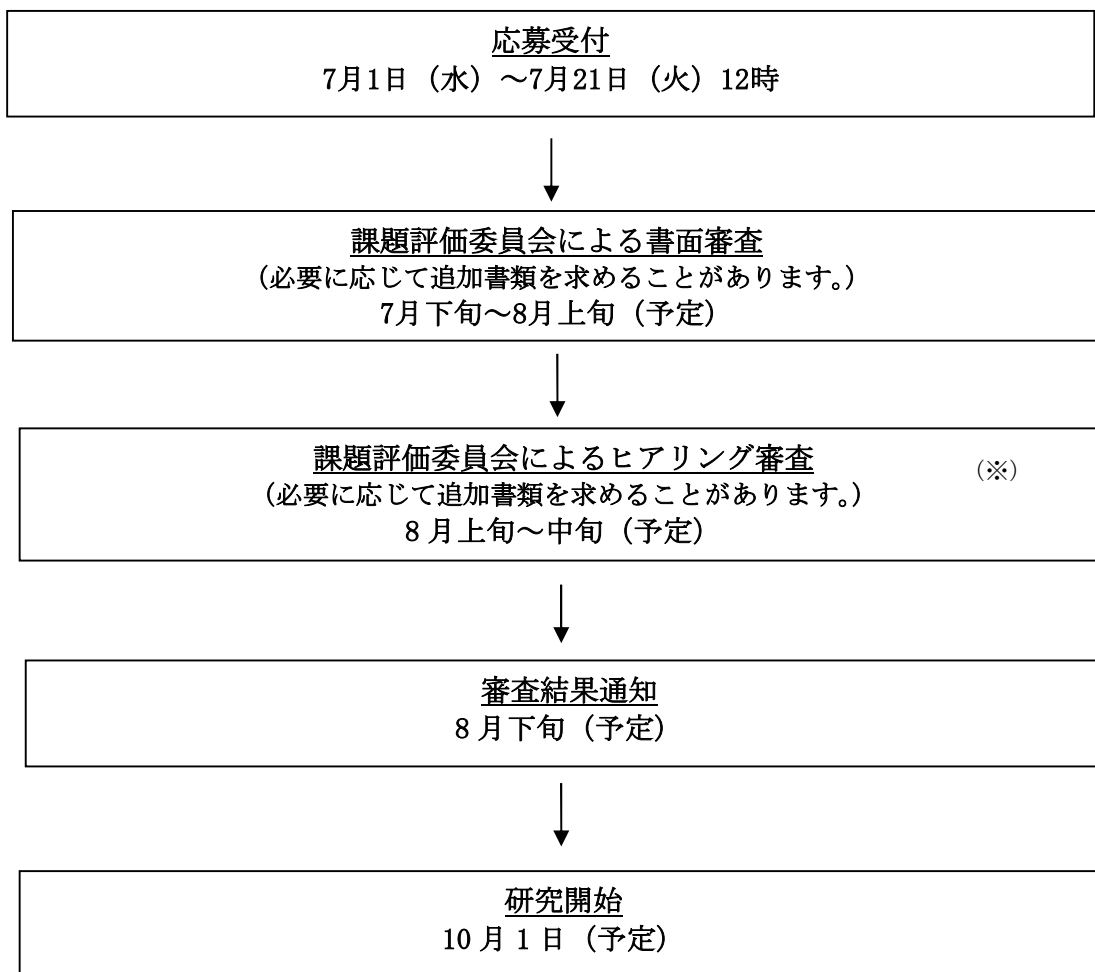
研究開発提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

なお、採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のために機構が使用することがあります。

1. 公募から研究開始までのスケジュール

本公募から研究開始までのスケジュールの概略を以下に示します。



※ ヒアリング審査開始時刻は、8月上旬頃に研究開発代表者及び事務連絡担当者に連絡します。面接審査の直前となる可能性もございますので、御了承ください。また、必要に応じて、面接審査時に用意すべき情報等について連絡をすることがあります。

2. 研究開発提案書の作成について

(1) 研究開発提案書の各様式

- ・ の各様式は、以下の通りです。「(2) 研究開発提案書の記載要領」に従い、研究開発提案書を作成してください。

様式 1	研究開発提案書
様式 2	基本構想
様式 3	研究開発の内容
様式 4	体制図
様式 5	担当別 研究開発概要
様式 6	研究開発の主なスケジュール
様式 7	経費
様式 8	論文・著書リスト
様式 9	特許リスト
様式 10	他制度での助成等の有無
様式 11	倫理面への配慮

(2) 研究開発提案書の記載要領

- ・ 用紙サイズは全て A4 版、文字サイズは 10～12 ポイントとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので、日本語で記述してください。
- ・ 研究開発提案書には通しページ（表紙から 1／〇とし、以降 2／〇、3／〇とする通しページ、〇には総ページ数を記載）を中央下に打ってください。
- ・ ページ数に制限のないものについても、できるだけ簡潔かつ明瞭に記載してください。
- ・ カラーで作成いただいても構いませんが、審査等の際には白黒コピーで対応することがありますので予めご了承ください。
- ・ ファイルの容量は 3Mb 以内を目途に作成してください。
- ・ 応募に当たっては、「V. 応募に際しての注意事項」をご理解の上、応募してください。

3. 研究開発提案書の提出方法について

(1) 提出前チェック項目

- ・ 申請（研究開発提案書の提出）の際は、漏れがないかチェックの上、提出してください。

	項目	主な確認ポイント	チェック欄
	e-Rad へのデータ入力	記載漏れがないか。	☐
様式 1	研究開発提案書	記載漏れがないか。e-Rad 入力データと不整合はないか。PDF に変換された状態で A4・2 ページ以内か。	☐
様式 2	基本構想	PDF に変換された状態で A4・3 ページ以内か。	☐

様式 3	研究開発の内容	PDF に変換された状態で A4・2 ページ以内か。	☐
様式 4	体制図	PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	☐
様式 5	担当別 研究開発概要		☐
様式 6	研究開発の主なスケジュール	PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	☐
様式 7	経費		☐
様式 8	論文・著書リスト		☐
様式 9	特許リスト		☐
様式 10	他制度での助成等の有無		☐
様式 11	倫理面への配慮	「(3) 人権の保護及び法令等の遵守への対応」は PDF に変換された状態で A4・1 ページ以内か。	☐

(2) 留意事項

- ・ 公募期間内に申請がなされなかった場合は、いかなる理由があろうとも受理しません。また、申請書類に不備がある場合は、審査対象とはなりません。
- ・ 研究開発提案書に不備がある場合には不受理となりますので、ご注意ください。
- ・ 申請書類を受領した後の修正（差し替え含む）は、一切受け付けません。
- ・ 申請書類は返却しません。

4. 問い合わせ先

本公募に関する問い合わせ先は以下のとおりです。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 バイオバンク事業部基盤研究課

TEL: 03-6870-2228

E-mail : order-made@amed.go.jp

担当者：葉山、西久保、堀越

※メール送付時は、必ずメール件名の先頭に「【公募】」と記載してください。

(参考) 研究開発提案書記載例

(様式1) 3 ページ以内

平成 27 年度「オーダーメイド医療の実現プログラム」公募 研究開発提案書

本表は A4 用紙 3 ページ以内で記載してください。

領域名		☐ 治療最適化研究領域 ☐ 発症メカニズム研究領域 ☐ 認知症関連遺伝子探索研究領域			
研究開発課題名					
研究 開発 代表 機関	機関名				
	代表者	役職名		氏名	
	所在地	〒			
研究 開 発 代 表 者	フリガナ				
	氏 名				
	所属部署		役職名		
	連絡先	E-mail : TEL : FAX :			
研究者番号		府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を記載してください。			
生年月日		西暦 年 月 日			
学歴 (大学卒業以降)		(記載例) 昭和〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)【記載必須】 昭和〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 (指導教官：〇〇〇〇教授)【記載必須】 昭和〇〇年 博士(〇〇学)(〇〇大学)取得 指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載してください。			
研究歴 (主な職歴と研究開発内容)		(記載例) 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 助手 〇〇教授研究室で〇〇〇〇〇〇について研究 昭和〇〇年～〇〇年 〇〇研究所 研究員 〇〇博士研究室で〇〇〇〇に関する研究に従事 平成〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 教授 〇〇〇〇について研究 指導教官名、所属した研究室の室長名は必ず記載してください。			
研究開発期間		2015 年～2018 年 3 月 or 2016 年 3 月			
希望する研究開発費 (円)	年度	研究開発費合計額 【全体表】の各年度の「研究開発費合計額」を記載してく		うち、直接経費 【内訳表】の「直接経費小計」の各機関合計額を記載	

		ださい。	してください。	
	H27 年度	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	
	H28 年度	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	
	H29 年度	XX,XXX,XXX 円	XX,XXX,XXX 円	
研究開発目的	・e-Rad 応募情報「研究目的」に入力した内容をコピー&ペーストしてください。 ・1000 文字以内（改行、スペース含む）で入力してください。			
研究開発概要	・e-Rad 応募情報「研究概要」に入力した内容をコピー&ペーストしてください。 ・1000 文字以内（改行、スペース含む）で入力してください。			
実施体制 (参加者リスト)	氏名	所属 役職	本研究開発提案において担当 する内容	エフ ォ ー ト (%)
	本研究開発提案に参加される方々を、研究開発代表者から順に研究開発分担者まで記載してください。 参加者が 11 名以上の場合は適宜行を追加してください。			
研究開発代表者が所属する機関の事務担当者	役職 氏名 : E-mail : TEL : FAX : E-mail : TEL : FAX :			

(様式2) 3 ページ以内

1. 基本構想

- ・評価者が理解しやすいように、必要に応じて図や表を用いて記載してください。
- ・A4 用紙 3 ページ以内で記載してください。

(1) 研究開発の目標・ねらい、事業の趣旨に合致した取り組みか

研究開発目標（研究開発期間終了時に達成しようとする、研究開発成果の目標）、研究開発のねらい（上記研究開発成果によって得られるアウトカム）を具体的に記載してください。

(2) 研究開発の背景

本研究開発の重要性・必要性が明らかとなるよう、科学技術上の要請、社会的要請や経済、産業の要請及び、当該分野や関連分野の動向等を含めて記載してください。

(3) 研究開発の将来展望

(1) 研究開発の目標・ねらいの達成を端緒として、将来実現することが期待される、科学技術イノベーション創出、新産業創出・社会貢献、知的財産の取得・活用等を、想定し得る範囲で記載してください。

(様式3) 3 ページ以内

2. 研究開発の内容

- ・「1. 基本構想 (1) 研究開発の目標・ねらい」を達成するための研究開発のアプローチ、具体的手法、国立大学法人東京大学、国立開発法人理化学研究所との連携を含めた進め方、研究開発期間中の研究開発の到達点とその達成度の判断基準、計画の妥当性、成果の創出（目標達成の見込み、ゲノム医科学研究の推進や医療応用に関する効果の見込み）などを、主要な研究開発項目毎・年度毎に、3 ページ以内で記載してください。
- ・担当者ごとの記載は、「4. 担当別 研究開発概要」に記載してください。
- ・認知症関連遺伝子探索研究領域については、単年度ですので不要な年度は削除してください。

(1) ○○○○○

平成○年度：

平成△年度：

平成□年度：

(2) ○○○○○

平成○年度：

平成△年度：

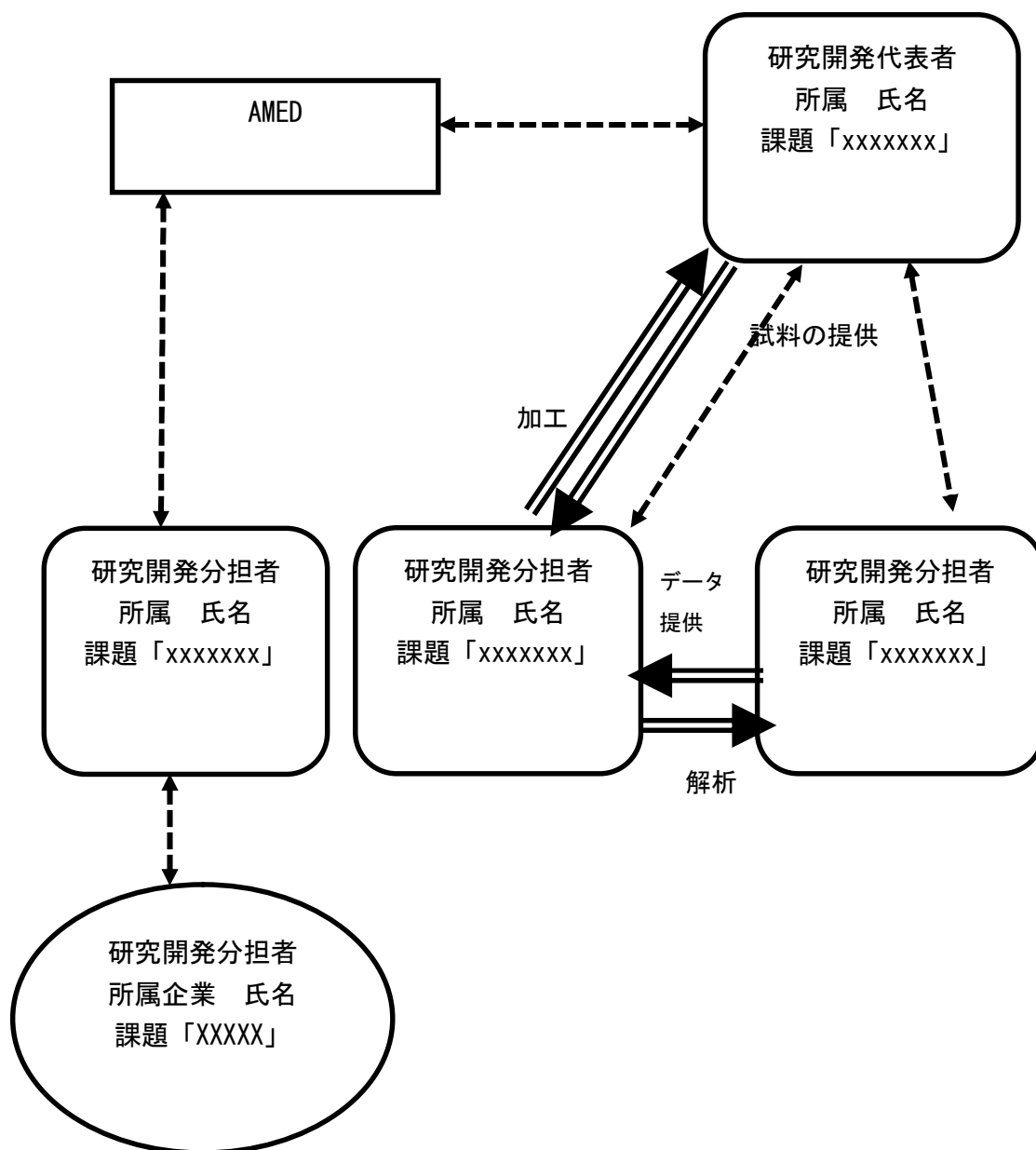
平成□年度：

(様式4) 1 ページ以内

3. 体制図

- ・研究開発体制、契約締結状況を記載してください。記載方法は下記のとおりです。
角丸四角形：大学等、楕円：企業、長方形：AMED、点線矢印：契約の流れ
二重矢印線：試料、情報等のやりとり、分担（内容を記載）
- ・1 ページ以内で記載してください。

【記載例】



(様式5)

4. 担当別 研究開発概要

研究開発代表者、研究開発分担者ごとに、担当する研究開発の概要を記載してください。

(1) 研究開発代表者 所属：

研究開発代表者 役職 氏名：

分担研究開発課題名（実施内容）：

①研究開発の目的及び内容

研究開発の目的及び内容を200字程度で簡潔にまとめてください。

②研究開発項目、マイルストーン及び研究開発方法

- ・「2. 研究開発の内容」に記載の内容を達成するために当該担当者が実施する研究開発の項目、マイルストーン(達成しようとする研究開発の節目となる到達点・達成事項)、及び達成のための方法を年度毎に記載してください。
- ・認知症関連遺伝子探索研究領域については、単年度ですので不要な年度は削除してください。

平成○年度：

平成△年度：

平成□年度：

※研究開発分担者が複数いる場合は、以下の項目をコピー&ペーストしてください。

(2) 研究開発分担者 所属：

研究開発分担者 役職 氏名：

分担研究開発課題名（実施内容）：

①研究開発の目的及び内容

②研究開発項目、マイルストーン及び研究開発方法

平成○年度：

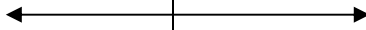
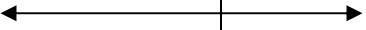
平成△年度：

平成□年度：

(様式6) 1 ページ以内

5. 研究開発の主なスケジュール

- ・「研究開発項目」は「2. 研究開発の内容」の項目（(1) (2) の記載項目）と一致させてください。
- ・項目別のスケジュールや担当者が分かるように記載してください。
- ・1 ページ以内で記載してください。
- ・認知症関連遺伝子探索研究領域については、単年度ですので不要な年度は削除してください。

研究開発項目	担当者 氏名	H27年度	H28年度	H29年度
1. ○○関連遺伝子発現解析 ・ ○○遺伝子の同定 ・ ○○遺伝子発現解析				
2. ○○モデル動物の開発と検証 ・ ○○モデル動物の開発 ・ ○○モデル動物の検証				
3. ○○イメージング解析 ・ ○○関連データの取得 ・ ○○ソフトの開発 ・ データ解析				

(様式7)

6. 経費

【全体表】

- ・【内訳表】の各年度の合計額を記載してください。本表の各年度の合計額は、(様式1)「希望する研究開発費(円)」の各年度の「研究開発費合計額」と一致します。
- ・分担機関が4機関以上ある場合は、適宜、本表の行を追加してください。
- ・本提案段階においては、再委託契約は考慮しないで結構です。
- ・認知症関連遺伝子探索研究領域については、単年度ですので不要な年度は削除してください。

(単位：円)

種別	機関名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
代表	○○○○○	XX,XXX,XXX			
分担1	△△△△△	YY,YYY,YYY			
分担2					
...					
合計					

【内訳表】

(1) 代表機関：研究開発代表者の所属機関

- ・研究開発代表者の所属機関の研究開発費の内訳を記載してください。当該研究機関に所属する研究開発分担者の研究開発費も本表に含まれます。
- ・間接経費割合と係る各年度の間接経費額を記載してください。
- ・(様式1)「希望する研究開発費(円)」の「うち、直接経費」は、本表の「直接経費小計」の全機関分の合計額を記載してください。
- ・認知症関連遺伝子探索研究領域については、単年度ですので不要な年度は削除してください。

機関名：○○○○○

(単位：円)

大項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度
直接経費	物品費			
	旅費			
	人件費・謝金			
	その他			
直接経費小計				
間接経費(直接経費の【1】%)				
合計				

(2) 分担(枝番)：代表機関を除く、研究開発分担者の所属機関

- ・代表機関を除く、研究開発分担者の所属機関の研究開発費の内訳を、機関ごとに記載してください。分担機関が複数ある場合は、本項をコピー&ペーストし、(3)以降に記載して

ください。

- ・ 枝番は、分担機関ごとに「1」から順に付番してください。（例：分担1、分担2）
- ・ 間接経費割合と係る各年度の間接経費額を記載してください。
- ・ (様式1)「希望する研究開発費(円)」の「うち、直接経費」は、本表の「直接経費小計」の全機関分の合計額を記載してください。
- ・ 認知症関連遺伝子探索研究領域については、単年度ですので不要な年度は削除してください。

機関名：△△△△△

(単位：円)

大項目		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
直接経費	物品費			
	旅費			
	人件費・謝金			
	その他			
直接経費小計				
間接経費（直接経費の 【30】 %）				
合計				

※分担機関が複数ある場合は、(3)以降に続けて記載してください。

(様式8)

7. 論文・著書リスト

本提案に関連する政策提言(寄与した指針又はガイドライン等)、学術雑誌等に発表した論文・著書のうち、主なもの(過去3年間)について、研究開発代表者及び研究開発分担者ごとに直近年度から順に記載してください。また、特に本提案に直接関連する論文・著書については、著者氏名の名前に「○」を付してください。

【研究開発代表者】

著者(著者は全て記載してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ(最初と最後のページ)・発表年

【研究開発分担者】

著者(著者は全て記載してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ(最初と最後のページ)・発表年

(様式9)

8. 特許リスト

本提案に関連する特許権等知的財産権の取得及び申請状況について記載してください。

出願番号・発明者・発明の名称・出願人・出願日

(様式10)

9. 他制度での助成等の有無

研究開発代表者及び研究開発分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記載してください。記載内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

<注意>

- ・「不合理な重複及び過度の集中の排除」に関しては、「V. 1. 不合理な重複及び過度の集中の排除について」をご参照ください。
- ・現在申請中・申請予定の研究助成等について、本提案の選考中にその採否等が判明するな

ど、本様式に記載の内容に変更が生じた際は、本様式を修正の上、この募集要項巻末に記載されたお問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。

・面接選考の対象となった場合には、他制度への申請書、計画書等の提出を求める場合があります。

【研究開発代表者】

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 〃 (期間全体) (2) 〃 (H27年度 予定) (3) 〃 (H26年度 実績)	エフォート (%)
科学研究費補助 金 (基盤研究C)	採択 済/申 請予 定/申 請中 のい ずれ か	○○○○○ (○○○○)	H25.4 — H28.3	代表	(1) 5,000 千円 (2) 1,000 千円 (3) 2,000 千円	10
		0			(1) 千円 (2) 千円 (3) —	

【研究開発分担者】

制度名	受給 状況	研究課題名 (代表者氏名)	研究 期間	役割 (代表/ 分担)	(1)本人受給研究費 〃 (期間全体) (2) 〃 (H27年度 予定) (3) 〃 (H26年度 実績)	エフォート (%)
		0			(1) 千円 (2) 千円 (3) 千円	
		0			(1) 千円 (2) 千円 (3) —	

(様式11)

10. 倫理面への配慮

(1) 遵守すべき研究に関する指針等

研究開発の内容に照らし、遵守しなければならない指針等については、該当する指針等の「□」を「■」と記載してください。複数の指針等が該当する場合は、それぞれ「■」を記

載してください。

- ☐ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- ☐ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 27 年 4 月 1 日施行予定）
- ☐ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針
- ☐ 遺伝子治療臨床研究に関する指針
- ☐ 動物実験等の実施に関する基本指針
- ☐ その他の指針等（指針等の名称：_____）

(2) 本研究開発期間中に予定される臨床研究の有無

臨床研究の有無について該当する方の「□」を「■」と記載してください。

- ☐ 有
☐ 無

※「有」の場合は、予定される内容を記載してください。

対象疾患	予定される内容、実施時期

(3) 人権の保護及び法令等の遵守への対応

- ・相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報の取り扱いの配慮を必要とする研究開発、安全保障貿易管理、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発など法令等に基づく手続きが必要な研究開発が含まれている場合に、どのような対策と措置を講じるのか記述してください。
- ・例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査、提供を受けた試料の使用、ヒト遺伝子解析研究、組換え DNA 実験、動物実験など、研究機関内外の倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究開発・実験などが対象となります。
- ・該当しない場合には、その旨記述してください。
- ・1 ページ以内で記載してください。

IV. 採択後の研究開発推進について

1. 採択課題に関する情報の取り扱い

(1) 採択結果の公表等

- ・ 採択された個々の課題に関する情報(制度名・事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究開発代表者氏名、実施期間等)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。
- ・ 研究開発課題の採択にあたり、研究課題名、所属研究機関名、研究開発代表者氏名及び研究開発課題要旨を公表する予定です。
- ・ 採択課題の研究開発提案書は、採択後の研究開発推進のために機構が使用することがあります。

(2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

- ・ 文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これらの情報の作成のため、各種の作業や確認等についてご協力いただくことがあります。

2. 研究開発計画の作成

- ・ 採択後、研究開発代表者は研究開発課題の研究開発期間全体を通じた全体研究開発計画書を作成いただきます。また、年度ごとに年次研究開発計画書を作成いただきます。研究開発計画には、研究開発費や研究開発体制が含まれます。研究開発計画(全体研究開発計画及び年次研究開発計画)は、PS及びPOの確認、承認を経て決定します。
- ・ 提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、実際の研究開発費は、研究開発課題の研究開発計画の策定時にPS及びPOの確認、承認を経て決定します。
- ・ PS及びPOは、選考過程、研究開発代表者との意見交換、評価結果等をもとに、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて指示を行います。また、事業全体の目的達成等のため、研究開発課題間の調整を行う場合があります。

3. 委託研究開発契約

- ・ 研究開発課題の採択後、機構は研究開発代表者及び研究開発分担者（以下「研究開発代表者等」という。）の所属する研究機関との間で、委託研究開発契約を締結します。但し、国立研究所等に所属する研究開発代表者等については、研究開発代表者等（個人）と機構との間で委託研究開発契約を締結します。この場合、委託研究開発費の経理に係る事務を研究開発代表者等の所属機関の長に委任していただきます。
- ・ 再委託は原則行わない方針ですが、予め再委託が認められている事業において、研究開発代表者の申請に基づき課題評価委員会が再委託を認めた機関、かつ、再委託を適正に遂行できる機関等に対しては、再委託を認めています。
- ・ 研究機関と委託研究開発契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあります。詳しくは、「6. 研究開発機関の要件・責務等」を参照してください。
- ・ 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化

法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件に研究機関に帰属することができます。但し、海外研究機関に対しては適用されません。

4. 研究開発費

- ・ 研究開発費は、直接経費の 30%を上限とする間接経費を含む金額であり、機構から研究機関への委託研究開発費として支出します。
- ・ 本事業の事業趣旨に合致しない経費、間接経費による支出が適当と考えられる経費については、直接経費として支出できません。直接経費からの支出が適当か否かの判断が困難な場合は、機構へお問い合わせいただくとともに、以下の URL にて最新の委託研究事務処理説明書等を確認してください。
- ・ <http://www.amed.go.jp/program/youshiki.html>

5. 採択された研究開発者の責務等

- ・ 機構の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。
- ・ 機構の事業に参画する研究者は、不正行為を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります。詳しくは、後日（平成 27 年度半ば頃を予定）機構よりご案内いたします。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。
- ・ 提案した研究課題が採択された後、研究課題の実施に責任を有する者（研究開発代表者及び研究開発分担者等）は、研究開発の公正かつ適正な実施について遵守する事項を確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を機構に提出していただきます。
- ・ 研究開発代表者は、研究開発計画の立案とその実施に関することをはじめ、研究開発チーム全体に責任を負っていただきます。所要の報告書等の提出、課題評価への対応にご協力いただくほか、必要に応じて、PD、PS及びPO等に対して進捗状況の報告等にご対応いただきます。
- ・ 研究開発代表者には、研究チーム全体の研究開発費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。なお、機構と委託研究開発契約を締結する研究機関に所属する研究開発分担者も同様に自身の研究機関の研究開発費の管理(支出計画とその進捗等)を研究機関とともに適切に行っていただきます。
- ・ 自身のグループの研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。また、研究開発費で雇用する若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。
- ・ 科学・技術に対する国民の理解と支持を得るため、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組んでください。「国民との科学・技術対話」の取組みについては、中間評価、事後評価における評価項目の一部となります。詳細は、「VI. 2. 「国民との科学・技術対話」について」確認してください。
- ・ 機構は、研究開発課題名、研究開発参加者や研究開発費等の所要の情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)及び内閣府へ提供することになりますので、予めご了承ください。また、研究開発代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

- ・ 本研究の事業評価、機構による経理の調査、国の会計検査等に対応いただく場合がありますので、ご協力お願いします。

6. 研究開発機関の要件・責務等

- ・ 研究機関(採択された研究開発課題の研究開発代表者及び研究開発分担者の所属機関)は、本研究の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為又は不適正な経理処理等を防止する措置を講じることが求められます。
- ・ 応募に際しては必要に応じて、所属機関への事前説明や事前承諾を得る等の手配を適切に行ってください。
- ・ 不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、機構は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務づけることとします。研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施していただく予定です。詳細は後日(平成 27 年度半ば頃を予定)機構よりご案内いたします。なお、機構が督促したにも拘わらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、研究開発費の全部または一部の執行停止を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示に従って研究開発費の執行を停止し、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。提案した研究課題が採択された後、研究課題の実施に責任を有するもの(研究開発代表者及び研究開発分担者等)は、研究課題の実施に責任を有するもの(研究開発代表者及び研究開発分担者等)は、研究開発の公正かつ適正な実施について遵守する事項を確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を機構に提出していただきます。
- ・ 研究開発費は、委託研究開発契約に基づき、その全額を委託研究開発費として研究機関に執行していただきます。そのため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日、文部科学大臣決定)に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従うとともに、平成 26 年 4 月から運用開始の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年 2 月 18 日改正)に示された「機関に実施を要請する事項」等を踏まえ、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。
- ・ なお、研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究開発費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査にご対応いただく必要があります(「V. 5. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について」参照)。
- ・ 研究機関は、「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドラインについて」(平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定)に従って、行動規範や不正行為への対応規定等の整備や研究倫理の向上など不正行為防止のための体制構築や取り組みを行い、研究開発活動の不正防止に必要とされる措置を講じていただきます。
- ・ 研究開発費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、研究機関の責任により委託研究費の支出・管理を行っていただきます。ただし、委託研究開発契約書及び機構が定める委託研究開発契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については従っていただきます。記載のない事項に関しては、科学研究費補助金を受給している機関にあっては、各機関における科学研究費補助金の取り扱いに準拠していただいて差し

支えありません。

- ・ 機構に対する所要の報告等、及び機構による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- ・ 効果的な研究推進のため、円滑な委託研究開発契約締結手続きにご協力ください。
- ・ 委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願・申請、設定登録、又は実施がなされた際は、機構に対して所要の報告をしていただきます。なお、移転又は専用実施権等の設定をされる際は、事前に機構の承諾を得ることが必要となります。
- ・ 委託研究開発の実施に伴い発生する知的財産権は、研究機関に帰属する旨の契約を当該研究開発に参加する研究者等と取り交わす、又は、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。
- ・ 各研究機関に対して、課題の採択に先立ち、また、委託研究開発契約締結前ならびに契約期間中に事務管理体制及び財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、必要と認められた機関については機構が指定する委託方法に従っていただくこととなる他、委託契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。
- ・ 委託研究開発契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究開発を実施できないことがあり、その際には研究体制の見直し等をしていただくこととなります。
- ・ 国公立研究機関等が委託研究開発契約を締結するに当たっては、当該研究機関の責任において、委託研究開発契約開始までに当該予算措置等の手続きを確実に実施する必要があります。万が一、契約締結後に必要な措置の不履行が判明した場合には、委託研究開発契約の取消し・解除、委託研究開発費の全額又は一部の返還等の措置を講じる場合があります。

7. 研究成果の取り扱い

- ・ 国費による研究開発であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での成果発表を積極的に行ってください。
- ・ 研究開発成果を論文等で発表する場合は、本事業の成果である旨の記述を行ってください。
- ・ 機構が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加し、研究開発成果を発表していただく場合があります。
- ・ 知的財産権の取得を積極的に行ってください。研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版バイ・ドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件に研究機関に帰属することができます。但し、海外研究機関に対しては適用されません。

8. 研究開発課題評価

- ・ PD、PS 及び PO は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、研究開発課題の中間評価及び事後評価を行います。中間評価は研究開始後 3 年程度を目安として、また事後評価は、研究開発の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施します。
- ・ 上記の他、必要に応じて研究開発の進捗状況の確認を行う場合があります。

- ・ 中間評価等の課題評価の結果は、以後の研究開発計画の調整、資源配分(研究開発費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。評価結果によっては、早期終了(中止)となる場合があります。
- ・ 研究開発終了後一定期間を経過した後、研究開発成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行う場合があります。追跡調査結果等を基に、機構が選任する外部の専門家が追跡評価を行う場合があります。

V. 研究費の適正な執行について

本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究開発の中止、研究開発費等の全部又は一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。

1. 重複申請の制限

(1) 不合理な重複に対する措置

- ・ 申請者が、実質的に同一の内容について、国又は独立行政法人の競争的資金制度による助成を受けている場合、又は受けることが決定している場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、又は補助金又は委託費の減額を行うことがあります。
- ・ 他の制度への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えありませんが、他の制度への申請内容、採択の結果によっては、採択の決定若しくは補助金又は委託費の交付の決定が取り消される場合があります。申請後に記載事項の状況に変更があった場合には、速やかに本事業の担当者まで連絡してください。

(2) 過度の集中に対する措置

- ・ 申請された研究課題と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該申請者に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取り消し等を行うことがあります。

①研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

②当該研究課題に配分されるエフォート※¹に比べ過大な研究費が配分されている場合

③不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

④その他これらに準ずる場合

- ・ このため、本事業への申請書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の担当者に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※1 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

(3) 不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

- ・ 不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、

他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

2. 他省庁を含む他の競争的資金等の応募受入状況

- 「研究開発提案書」(様式10)に、他省庁を含む他の競争的資金等の制度名、受給状況、研究課題名、期間、役割、研究費、エフォートを記載してください。記載内容について、事実と異なる記載をした場合は、不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

3. 研究費の不正使用及び不正受給に対する措置

- 実施課題に関する研究費の不正使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)への措置については以下のとおりとします。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(1) 契約の解除等の措置

- 不正使用等が認められた課題について、研究開発の中止、研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(2) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

- 本事業の研究開発費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、または共同研究者等として新たに研究に参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} (研究資金等を 返還した年度の翌年度から ^{※4})
1. 不正使用を行った研究者及 びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流 用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと判断 されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと判断 されるもの	1年

2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5 年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限 2 年、下限 1 年、端数切り捨て）

※ 3 以下の場合は申請及び参加を制限せず、厳重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

※ 4 補助金等を返還した当該年度についても、参加を制限します。

（3）不正事案の公表

- ・ 本事業において、上記（2）の措置を行ったときは、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）について、原則公表します。

4. 研究活動の不正行為に対する措置

- ・ 研究機関は、本制度への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日、文部科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）^{※5}を遵守することが求められます。
- ・ 本事業において、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）があった場合、ガイドラインに基づき、以下の措置を行います。

※ 5 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

（1）契約の解除等の措置

- ・ 本事業の研究開発課題において、研究活動における不正行為が認められた場合、委託研究契約の解除を行い、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、研究開発費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請及び参加の制限等の措置

- ・ 本事業による研究論文・報告書等において、不正行為が認定された者及び不正行為に関与したままでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本制度への申請及び参加の制限措置をとりま

す。

- ・ 本事業において、申請及び参加が制限された場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所轄の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

不正行為に係る応募制限の対象者			不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から※ ⁶ ）
不正行為 に関与し た者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監督責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
			上記以外の著者	
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（観衆責任者、代表執筆者又はこれらの同等の責任を負うと認定された者）			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※⁶ 不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

（3）他の競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

- ・ 本事業以外の国または独立行政法人等（機構を含む）が所掌する、原資の全部または一部が国費である研究資金制度において、研究活動の不正行為等により申請及び参加の制

限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

(4) 不正事案の公表

- ・ 本事業において、上記(1)及び(2)の措置を行ったときは、当該不正事案の概要(研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容)について、原則公表します。

5. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

(1) 体制整備等について

- ・ 研究機関は、本事業の実施にあたり、その原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する国の法令等を遵守し、事業を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究開発活動の不正行為^{※1}又は不適正な経理処理等^{※2}(以下、「不正行為等」という。)を防止する措置を講じることが求められます。

※1 研究開発活動において行われた捏造、改ざん及び盗用

※2 研究費等を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費等を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者等の関与に基づき不正に使用された場合、その他法令等に違反して研究費等が支出された場合、又は偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合等。

- ・ 具体的には、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定・平成26年2月18日改正)に基づき、研究機関の責任において体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努めるとともに、コンプライアンス教育も含めた不正行為等への対策を講じる必要があります。なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」については、下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(2) 「体制整備等自己評価チェックリスト」について

- ・ 各研究機関^{※3}は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況等を「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)により定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)
- ・ 新規採択により本事業を開始する研究機関及び新たに研究チームに参加する研究機関は原則として、研究開始(委託研究契約締結日)までに、下記ホームページの様式に基づいて、各研究機関から文部科学省に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※3 本事業では、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。

- ・ 他事業の応募等により、前年度以降にチェックリストを提出している場合は、委託研究開発契約に際して、新たに提出する必要はありませんが、チェックリストは公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて年 1 回程度の提出が求められておりますので、翌年度以降も継続して事業を実施する機関は、改めてその提出が必要となります。
- ・ チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。手続きの詳細は、以下の e-Rad 所属研究機関向けページの「システム利用に当たっての事前準備」をご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

- ※ チェックリストの提出依頼に加えて、ガイドラインに関する説明会・研修会の開催案内等も文部科学省より電子メールで送付されますので、e-Rad に「事務代表者」のメールアドレスを確実に登録してください。
- ※ チェックリストは、機構の案内・ホームページで最新情報を確認の上、作成してください。また、研究機関の監事又は監事相当職の確認を経た上で提出する必要があります。

- ・ 「体制整備等の自己評価チェックリスト」の提出について(通知)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm
- ・ 体制整備等自己評価チェックリスト 用語解説
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/icsFiles/afieldfile/2011/09/05/1310714_01.pdf
- ・ なお、平成 26 年 2 月 18 日に改正したガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。
- ・ チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含みます)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

(3) 公的研究費の管理条件付与及び間接経費削減等の措置について

- ・ 公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の報告・調査等において、その体制整備に不備があると判断された研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、文部科学省からの改善事項及びその履行期限(1 年)を示した管理条件が付与されます。その上で管理条件の履行が認められない場合は、当該研究機関に対する競争的資金における間接経費の削減、競争的資金配分の停止などの措置が講じられることとなります。

VI. 応募に際しての留意点

1. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

(1) 法令等の遵守について

- ・ 研究開発構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究開発、個人情報情報の取扱いの配慮を必要とする研究開発、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究開発等、法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。
- ・ 関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。
- ・ 研究開発計画、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

(2) ライフサイエンスに関する研究開発について

- ・ 特にライフサイエンスに関する研究開発について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです。このほかにも研究開発内容によって法令等が定められている場合がありますので留意してください。（※最新の改正をご確認ください）

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 18 年法律第 106 号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ヒト ES 細胞の樹立に関する指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト ES 細胞の分配及び使用に関する指針（平成 26 年文部科学省告示第 174 号）
- ヒト iPS 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成 22 年文部科学省告示 88 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）
手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針（平成 22 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）、厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 27 年 2 月 20 日付厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知）又は農林水産省の所管する

研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月 1 日付農林水産技術会議事務局長通知）

- ・ なお、生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページを参照してください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

2. 「国民との科学・技術対話」について

- ・ 『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3,000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは「Ⅳ. 5. 採択された研究開発代表者の責務等」及び以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

3. バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

- ・ バイオサイエンスデータベースセンター(NBDC)^{※1}では、国内のライフサイエンス分野の研究者が生み出したデータセットをわが国の公共財としてまとめて長期間安定に維持保管し、多くの人が容易にデータへアクセスしダウンロードを行えるようにする「生命科学系データベースアーカイブ」^{※2}を提供しております。
- ・ ライフサイエンス分野の本事業実施者は、事業実施にあたって構築したデータベースが広く活用されるために、データベースに格納されるデータの複製物を NBDC に提供くださるようご協力をお願いします。
- ・ 提供されたデータベースは、「生命科学系データベースアーカイブ」からオープンデータに適した形で公開させていただきます。

※1 バイオサイエンスデータベースセンター(<http://biosciencedbc.jp/>)は、内閣府総合科学技術会議 ライフサイエンス PT の 報告書を受けて、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に機構に設置されました。研究データを中心とした生命科学分野の研究成果が広く研究者、開発者、技術者において共有、活用され、研究開発が活性化されることを目指し、日本の生命科学データベースの統合を実現するための研究開発とサービス提供を行っています。

※2 生命科学系データベースアーカイブの詳細については、

<http://dbarchive.biosciencedbc.jp/> をご覧ください。

また、NBDC では、ライフサイエンス分野のデータベースの所在情報などを提供する「Integbio データベースカタログ」(<http://integbio.jp/dbcatalog/>)をサービスしております。ぜひご利用ください。

4. researchmap への登録について

- researchmap (旧称 ReaD&Researchmap※ <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、平成 26 年 3 月現在、約 23 万人の研究者が登録しています。登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。平成 26 年度からは、研究者人材データベース(JREC-IN)の履歴書作成機能とシングルサインオンで連携し、さらに便利にご利用いただけます。
- researchmap に登録いただいた公開データは、J-GLOBAL(<http://jglobal.jst.go.jp/>)からも公開されます。researchmap、J-GLOBAL の利用者は国内外の大学・企業等、幅広く、将来の共同研究等のアプローチが期待できます。また、機構でも研究者の業績情報を確認する際に researchmap を使用しています。
- researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

※ 2014 年 4 月 1 日、ReaD&Researchmap は「researchmap」に名称が変わりました。

5. 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

- 文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。
- 応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設
(課題申請スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内を参照してください。)

大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://user.spring8.or.jp/>

X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://sacla.xfel.jp/>

大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

スーパーコンピュータ「京」

<http://www.hpci-office.jp/>

先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象34施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

ナノテクノロジープラットフォーム(対象25機関) https://nanonet.go.jp/
低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3ハブ拠点、15サテライト拠点) http://www.nims.go.jp/lcnet/
つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano) http://tia-nano.jp/
創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点) http://pford.jp/
ナショナルバイオリソースプロジェクト http://www.nbrp.jp/
「きぼう」日本実験棟／国際宇宙ステーション http://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/

6. 開発したリソースのナショナルバイオリソース（NBRP）中核機関への寄託

- ・ 本プログラムの実施者は、ライフサイエンス分野における研究に資するよう、本事業において開発したバイオリソースを使用し、得られた研究成果を論文等で公表した後は、NBRPの中核機関へ当該バイオリソースを寄託※¹（ただし、NBRPで対象としているバイオリソースに限る。）し、広く研究者の利用に供することを原則とします。
- ・ なお、当該バイオリソースがNBRPの対象か疑義のある場合は、文部科学省へ確認してください。

※1 当該リソースに関する諸権利は移転せずに、リソース事業（保存・提供）への利用を認めていただく手続です。寄託同意書の中で提供条件について定めておくことで、当該リソースの提供を受ける利用者に対して、用途の制限や論文引用等使用条件を付加することができます。

7. 臨床研究登録制度への登録について

- ・ 介入を行う臨床研究であって侵襲性を有するものを実施する場合には、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）等に基づき、当該臨床研究を開始するまでに以下の三つのうちいずれかの臨床研究登録システムに登録を行ってください。また、委託研究開発実績報告書の提出時に、登録の有無を記載した報告書（様式自由）の添付が必要です。
- ・ なお、登録された内容が、実施している研究の内容と齟齬がないかどうかについて調査を行うことがありますので予めご了解ください。

○大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）「臨床試験登録システム」

<http://www.umin.ac.jp/ctr/index-j.htm>

○（財）日本医薬情報センター（JAPIC）「臨床試験情報」

http://www.clinicaltrials.jp/user/cte_main.jsp

○（公社）日本医師会治験促進センター「臨床試験登録システム」

<https://dbcentre2.jmacct.med.or.jp/ctrtrialr/>

8. 健康危険情報について

- ・ 厚生労働省においては、平成9年1月に「厚生労働健康危機管理基本指針」を策定し、健康危機管理の体制を整備しており、この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危険情報」という。）については、委託費により研究を行う研究者からも広く情報収集を図ることとしています。研究開発の過程で健康危険情報を得た場合には、厚生労働省への通報をお願いします。
- ・ 提供いただいた健康危険情報については、厚生労働省において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありませんので、幅広く提供をお願いします。

(参考) ○ 厚生労働科学研究における健康危険情報の取り扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/dl/s0528-8q.pdf>

○ 厚生労働省健康危機管理基本指針

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>

9. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ・ 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流失し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究開発を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- ・ 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等、ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）があります。

- ・ 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- ・ 経済産業省等 HP で安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照ください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

- <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2012 年第 7 版）

- <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

- <http://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

- <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/kibigijyutukanrigaidansu.pdf>

VII. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法について

1. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募方法

- 研究開発提案の応募は、以下の通り e-Rad(<http://www.e-rad.go.jp/>)*¹を通じて行っていただきます。

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、研究機関の事務担当者による登録が必要です。

↓

(2) 募集要項及び研究開発提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)で公開中の公募一覧を確認し、募集要項と研究開発提案書様式をダウンロードします。

↓

(3) 研究開発提案書の作成(3 Mb 以内を目途)

↓

(4) e-Rad への必要項目入力

e-Rad に必要事項を入力します。作業時間は 60 分程度です。

↓

(5) 研究提案の提出

研究開発提案書をアップロードし、提出します。

公募締切間際は e-Rad のシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

※1 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス((応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等))をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development((科学技術のための研究開発))の頭文字に、Electric((電子))の頭文字を冠したものです。

2. 利用可能時間帯、問い合わせ先

(1) e-Radの操作方法

- 一般的な操作方法是、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)で配布されているマニュアルをご覧ください。e-Radの利用規約等に同意の上、応募してください。
- 推奨動作環境を(<https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>)を、予めご確認ください。

(2) 問い合わせ先

- 制度・事業そのものに関する問い合わせは 機構 にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	機構バイオバンク事業部 葉山、西久保、堀越	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)> E-mail : order-made@amed.go.jp 電話番号 : 03-6870-2228
-----------------------------------	--------------------------	--

		受付時間： 10:00～12:00 / 13:00 ～18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877 午前9:00～午後6:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

3. 具体的な操作方法と注意事項

(1) 研究機関、研究者情報の登録

- ・ 申請者は、本プログラムの主たる共同研究者を含め全員が、**e-Rad**に研究者情報を登録して、ログインID、パスワードを事前に取得する必要があります(既に他の公募への応募の際に登録済みの場合、再登録は不要です)。
- ・ 取得手続きは、それぞれ以下の通り作業が必要です。2週間以上の余裕をもって手続きをしてください。詳細は、**e-Rad**ポータルサイト(システム利用に当たっての事前準備、よくある質問と答え等)を参照してください。

①国内の研究機関に所属する研究者

作業者：研究機関の事務担当者

登録内容：研究機関及び研究者情報

②国外の研究機関に所属する研究者、もしくは研究機関に所属していない研究者

作業者：提案者本人

登録内容：研究者情報

(2) 公募要領及び研究開発提案書の様式の取得

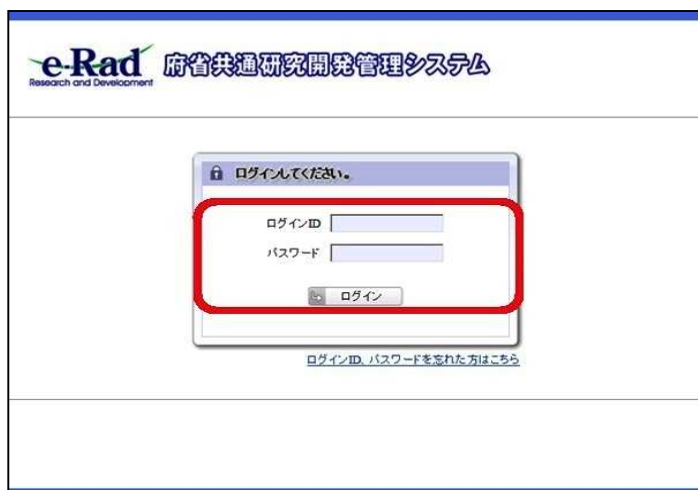
■ e-Radへのログイン

ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」リンクをクリック。



申請者のログインID、パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした研究者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。



- ・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
- ・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。



(参考) 初回ログイン画面

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「公開中の公募一覧」をクリック。



提案したい公募名の「詳細」をクリック。
※ 公募名、研究領域名をご確認ください。

【検索条件】をクリックすると、簡易検索が可能です（制度名、研究領域名等で検索してください）。



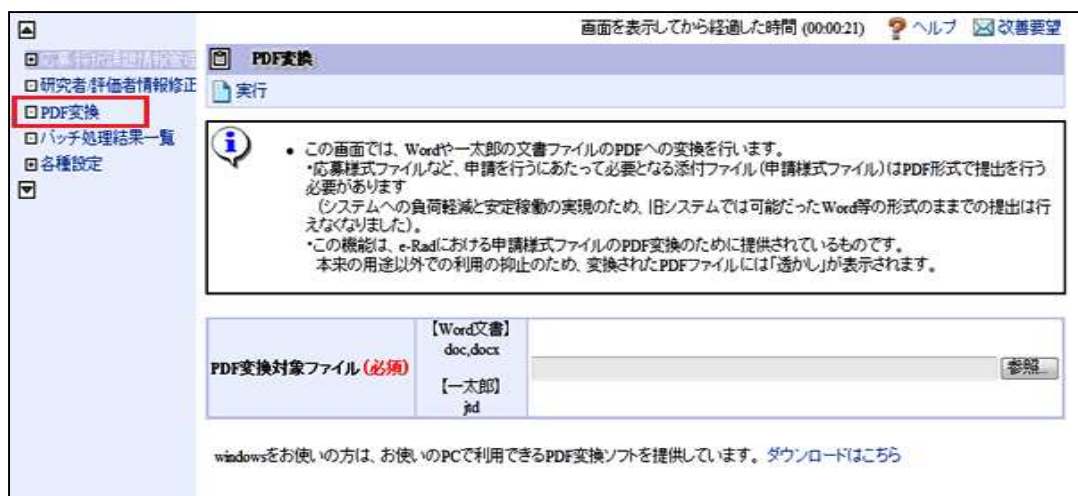
公募名、研究領域名を確認の上、下記の通りそれぞれをダウンロード。
研究開発提案書様式：「申請様式ファイル」の「Word（Win/Mac）」をクリック（必ず応募する研究領域の様式を使用してください。研究領域によって様式が異なることがあります）。

公募要領：「応募要領ファイル」の「ダウンロード」をクリック。



(3) 研究開発提案書の作成

- ・ 研究開発提案書の作成に際しては、本公募要領をご覧ください。
- ・ 研究開発提案書は、e-Rad へアップロードする前に PDF 形式への変換が必要です。



PDF 変換は e-Rad ログイン後のメニューからも、行うことができます。

■ 作成にあたっての注意点

- ・ PDF に変換した研究開発提案書の容量は、【3 Mb 以内を目途】してください（なお 10Mb を越えるファイルは、アップロードできません）。
- ・ PDF 変換前に、修正履歴を削除してください。
- ・ 研究開発提案書 PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ PDF 変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず確認してください。次のような可能性があります。

※ 「GIF」「BMP」「PNG」形式以外の画像ファイルを使用すると、正常に PDF 変換されない恐れがあります。

※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります（利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」（e-Rad ポータルサイトからダウンロード）を参照）。

(4) e-Rad への必要項目入力

- ログイン方法、公募の検索方法は、(2)をご覧ください。

■公募の検索

応募をしたい公募の「応募情報入力」をクリック。

■応募条件

- 注意事項をよくご確認の上、画面左上の「承諾」をクリック。

■応募情報の入力

- 応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。この画面はタブ構成になっており、下記①～⑧のタブ名称をクリックすることでタブ間を移動します。
- 「研究開発課題名」に「研究開発提案書」(様式1)の「研究開発課題名」を入力してください。

※公募名、研究領域名をよくご確認ください。

画面を表示してから経過した時間 (00:00:19) ? ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 公募名 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

タブ

研究者番号 60000783

研究機関名(必須) 日本医療研究開発機構
 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。

部局 テスト部

職階 その他

①「代表者情報確認」タブ

画面を表示してから経過した時間 (00:00:19) ? ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 60000783

研究機関名(必須) 日本医療研究開発機構
 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。

部局 テスト部

職階 その他

- ・ 研究開発代表者の情報を確認してください (e-Rad 登録情報から自動入力)。
- ・ 複数の研究機関に所属している場合、本タブでどの研究機関から提出するか選択します。

研究者情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

②「共通項目」タブ

応募情報登録	
一時保存	確認
以前の課題をコピーする	
入力チェック	提案書レビュー
戻る	
公募年度 / 公募名	2015年度 / テスト公募
課題ID / 研究開発課題名(必須)	/
代表者情報確認	共通項目
応募・受入状況	個別項目
応募時予算額	研究組織情報
研究期間 ※ 西暦(必須)	(開始) 年度 から (終了) 年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 1年]
研究分野(主)	検索 クリア ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 細目名(必須) キーワード1(必須) キーワード2 キーワード3 キーワード4 キーワード5 その他キーワード1 その他キーワード2
研究分野(副)	検索 クリア ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 細目名(必須) キーワード1(必須) キーワード2 キーワード3 キーワード4 キーワード5 その他キーワード1 その他キーワード2
研究目的(必須)	あと1000文字 ※ 1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。 入力文字チェック
研究概要(必須)	あと1000文字 ※ 1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。 入力文字チェック

研究期間（開始）：2015（年度）

研究期間（終了）：（3年の場合）2017（年度）

研究分野（主・副）/細目名：「検索」をクリックし、別画面の細目検索から応募する提案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択

研究分野（主・副）/キーワード：細目名の選択後、リストから選択。

研究目的：研究開発提案書の該当箇所からのコピー可。

研究概要：研究開発提案書の該当箇所からのコピー可。

③「個別項目」タブ

- 画面に従って入力。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

画面を表示してから経過した時間 (00:00:15) ? ヘルプ 改善要望

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

個別項目1

個別項目2

個別項目3

④「応募時予算額」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。

(単位:千円)

直接経費	上限	10,000
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の30%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	合計
直接経費 直接経費 (必須)						
直接経費 小計	0	0	0	0	0	0
間接経費 間接経費 (必須)						
合計	0	0	0	0	0	0

直接経費：「研究開発提案書」（様式1）の「希望する研究開発費」の「うち、直接経費」（年度毎に千円単位）

間接経費：「研究開発提案書」（様式1）の「希望する研究開発費」の「研究開発費合計額」から「うち、直接経費」を差し引いた金額（年度毎に千円単位）

年度の枠は、②「共通項目」タブで入力した研究期間に応じて表示されます。

⑤「研究組織情報」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書レビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の研究組織のメンバー(研究分担者・研究分担機関)ごとの応募時予算額の登録と編集・閲覧権限の管理を行います。
 ・このタブで入力する研究組織のメンバーごとの金額情報は、研究期間の1年目に各メンバーが使用する金額です。したがって、このタブでの入力額の合計と「応募時予算額」タブでの初年度(2015年度)の金額と一致している必要があります。

研究組織メンバーへの公開(必須) ☒ 公開しない ☐ 公開する

この申請の内容を提出前に研究組織のメンバー(研究分担者・研究分担機関)へ公開する場合に設定を行います(任意)。
 ・「公開する」を選択した上で「一時保存」を行うと、設定された「閲覧・編集権限」に従って以下の研究組織のメンバーがこの申請の内容を閲覧・編集できるようになります(あわせて権限が与えられた旨のメールも送付されます)。
 ・編集可能な研究者が複数存在する場合、編集作業中に他の方が一時保存を行ってしまうとご自身の編集内容が保存できなくなりますのでご注意ください。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。
 ※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
 [差額(未入力額)] = [初年度予算額] - このタブでの入力額

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者検索	最新情報への更新	役割	研究者番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	研究機関	機関※3(必須)	部局	職階	役割分担(必須)	専門分野(必須)	学位	直接経費(千円)※4(必須)	間接経費(千円)※4(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
				60000783			日本医療研究開発機構										
			研究代表者		研究者	ケンキュウ シャ	テスト部			なし							
							その他										
							テスト										

追加 上へ移動 下へ移動 削除

※3複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択する必要があります。
 ※4各金額欄には研究組織の各メンバーが研究期間1年目に使用する金額を入力します。合計額は「応募時予算額」タブの研究期間1年目の金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブでの入力額」に表示)

直接経費：「研究開発提案書」(様式7)の「【内訳表】(1)代表機関」の初年度(2015年度)の直接経費小計(千円単位)。 ※直接経費の費目内訳は不要。

間接経費：「研究開発提案書」(様式7)の「【内訳表】(1)代表機関」の初年度(2015年度)の間接経費(千円単位)

専門分野：ごく簡単に入力。

役割分担：「研究開発代表者」もしくは「研究開発分担者」を入力。

エフォート：提案が採択されると想定した場合の2015年度のエフォートを入力。

「研究開発提案書」(様式1)の「実施体制(参加者リスト)」と同値。

- ・ 研究開発分担者がいる場合は、画面下方の「追加」をクリックして現れる欄に入力。
- ・ ④「応募時予算額」タブの初年度(2015年度)の額と、本タブの研究開発代表者とすべての主たる研究開発分担者の合計額が同じでないとエラーとなります。
- ・ 研究開発分担者の e-Rad への登録が締切までに間に合わない場合は、暫定的に研究開発代表者に合算してください。応募完了後、入力のできなかった研究開発分担者の研究者情報を速やかに巻末に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

⑥「応募・受入れ状況」タブ

作業不要。

※「他制度での助成等の有無」：「研究開発提案書」（様式10）に記載してください。

⑦「添付ファイルの指定」タブ

- ・ 「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書レビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入れ状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います。
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	10MB		参照 クリア 削除

※1表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。
※2表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

アップロード

⑧「研究組織内連絡欄」タブ

- ・ 作業不要。本事業の選考過程では使用しません。

(5) 研究開発提案書の提出

- ・ 画面の左上の「確認」をクリック。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書レビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / テスト公募

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入れ状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
・内容に誤りがないか確認の上で、申請を行ってください。
・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者・評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者・事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 60000783

研究機関名(必須) 日本医療研究開発機構

複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うのかを選択する必要があります。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが黄色表示されます。メッセージに従って修正してください。

- ・ 入力情報を確認し、画面左上「実行」をクリック（実行が完了するまでに時間がかかる場合があります）。
- ・ 提出が完了すると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで研究開発提案書は機構へ提出されたことになります。なお、本事業では、e-Rad による所属機関の承認は必要としません。

[提案書プレビュー](#)
[戻る](#)

・ 提出する応募提案書ファイル(PDF)は画面右上の「提案書プレビュー」から参照・取得できます。
 提出後に応募提案書ファイル(PDF)を参照・取得したい場合は、メニュー「応募課題情報管理」から対象の応募を選択してください。
 ・ 以下の内容で設定します。よろしければ画面左上「実行」をクリックしてください。

【各項目へのリンク】

[代表者情報](#)
[共通項目](#)
[個別項目](#)
[応募時予算額](#)
[研究組織情報](#)
[応募・受入状況](#)
[添付ファイルの指定](#)

[研究組織内連絡欄](#)

公募年度 / 公募名	2015年度 / テスト公募
課題ID / 研究開発課題名	/

【代表者情報】 [ページトップに戻る](#)

研究者番号	60000783
研究機関名	日本医療研究開発機構
部局	テスト部
職階	その他

■ 応募情報状況の確認

- ・ メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックして表示される②「応募課題情報管理」をクリック。
- ・ 応募した公募名の状態が「配分機関処理中」であれば、正常に提出が行われています。
- ・ 公募締切日時までに「配分機関処理中」となっていない応募は無効です。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

画面を表示してから経過した時間 (00:01:10) ? ヘルプ 改善要望

[エクスポート](#)

☒ 公開中の公募一覧
☐ 応募課題情報管理
☐ 採択課題情報管理
☐ 応募状況明細(研究機)
☐ 未処理一覧
☐ 処理済一覧
☐ 応募採択状況(エフォ)
☐ 研究者 評価者情報修正
☐ PDF変換
☐ バッチ処理結果一覧
☐ 各種設定

フリガナ (姓) [部分一致] (名) [部分一致]
 応募単位 ☒ すべて ☐ 研究者単位 ☐ 研究機関単位
 状態(メインステータス) ☐ 応募中 ☐ 応募済 ☐ 審査中 ☐ 審査済 ☐ 採択済
☐ 不受理 ☐ 取下 ☐ 不採択(足切り) ☐ 不採択

1-1/1表示中

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	役割	機関内締切日	締切日	応募状況		更新日	処理				
										状態(メイン)	状態(サブ)		ステータス履歴	編集	閲覧	削除	取下
2015年度	AMED	テスト公募	15001365	15001365	日本医療研究開発機構	研究者	代表	-	2015/03/17	応募中 申請中 配分機関処理中							

■ 研究開発提案の機構による受理

- ・ 公募締切後、研究開発提案を機構が受理すると、応募課題情報の状況が「応募済」「受理済」に変わります。「応募済」、「受理済」になるまで公募締切後数日を要する場合があります。

画面を表示してから経過した時間 (00:00:20) ? ヘルプ 改善要望

応募課題情報管理

エクスポート

プルリガナ (姓) [部分一致] (名) [部分一致]

応募単位 ☒ すべて ☐ 研究者単位 ☐ 研究機関単位

状態(メインステータス) ☐ 応募中 ☐ 応募済 ☐ 審査中 ☐ 審査済 ☐ 採択済
☐ 不受理 ☐ 取下 ☐ 不採択(足切り) ☐ 不採択

検索 検索条件クリア

1-1/1表示中

公募 年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募 単位	役割	機関内 締切日	締切日	応募状況						
										状態(メイン) 状態(サブ) 状態(申請進行)	更新日	ステータス 履歴	編集	閲覧	削除	取下
2015 年度	AMED	テスト公募	15001365	15001365	日本医療研究開発機構 研究者	研究者	代表	-	2015/03	応募済 受理済 2015/03/17						

【お問い合わせ先】

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします。

また、研究提案募集ホームページ

[http://www.](http://www.amed.go.jp)

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

本公募に関する問い合わせ先等は以下のとおりです。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 バイオバンク事業部基盤研究課

TEL: 03-6870-2228

E-mail : order-made@amed.go.jp

担当者：葉山、西久保、堀越

※メール送付時は、必ずメール件名の先頭に「【公募】」と記載してください。

※受付時間：10:00～12:00／13:00～18:00

※土曜日、日曜日、祝祭日を除く



国立研究開発法人 **日本医療研究開発機構**
バイオバンク事業部 基盤研究課

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞ビル21F
Tel. 03-6870-2228 Fax. 03-6870-2246